

## 「新桂沢ダムモニタリング部会」 規約

### (趣 旨)

第1条 本規約は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」(平成14年7月24日付け国河環32号国土交通省河川局長通知)に基づき設置する、新桂沢ダムモニタリング部会(以下「部会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他の部会の設置並びに運営に関して必要な事項を定めるものである。

### (設 置)

第2条 部会は、北海道開発局札幌開発建設部長が設置する。

### (目 的)

第3条 部会は、北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会設置・運営要領第5条の規定に基づくモニタリング部会であり、新桂沢ダムのモニタリング調査が実施される期間において、同要領第8条2に定める事項を審議し、北海道開発局札幌開発建設部長に対して意見を述べ、もって新桂沢ダムの適切な管理に資することを目的とする。

### (部会の委員)

第4条 部会の委員は、別表に掲げる者で構成する。

### (部会長)

第5条 部会には部会長を置き、部会長は委員の互選によってこれを定める。

### (議 事)

第6条 部会は部会長が招集し、部会長が議長をつとめる。

- 2 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することが出来ない。
- 3 部会は、その議事概要を公表する。

### (部会の意見)

第7条 部会長は、委員の意見を取りまとめ、北海道開発局札幌開発建設部長に対して部会の意見を述べる。

### (審議事項)

第8条 部会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 モニタリング調査に関する事項
- 二 モニタリング調査結果の分析及び評価に関する事項
- 三 その他部会が必要と認める事項

### (事務局)

第9条 部会の事務局は、北海道開発局札幌開発建設部幾春別川ダム建設事業所に置く。

(雑 則)

第10条 この規約が定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年10月13日から施行する。

この規約の一部を改定し、令和5年9月20日から施行する。